

ID: 182

担当部署: 地域整備課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	大河原町営住宅条例 第63条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成9年条例第20号		
<b>【基準】</b>			
第63条第1項、第2項及び大河原町営住宅条例施行規則第28条の規定による。			
(使用料)			
第63条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。			
2 使用料は、契約した日から契約を解除した日まで徴収するものとし、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料を日割り計算により算出した額とする。			
3 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。			
(使用料及びその収納等)			
第28条 条例第63条第1項に規定する駐車場の一区画の使用料は、1台目は月額1,000円とし、2台目以降は1台ごとに月額3,000円とする。			
2 駐車場使用料は、毎月末日までにその月分を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年7月5日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和5年9月29日